

健康日本21(第2次)が定まりました

Q：健康日本21が平成24年度末で終了しますが、今後はどのような目標値が定められるのですか。

A：平成25年度から始まる新たな計画の策定にあわせて内容が見直され、健康日本21(第2次)では全面改正が行われました。この中では、薬局および薬局薬剤師も積極的に関与していく役割が求められています。

健康日本21では、「21世紀における国民健康づくり運動(以下、「健康日本21」と表記)」の「趣旨」、「基本的な方向」、「目標」、「地域における運動の推進」などについて、その概要を解説するとともに各分野の数値目標を掲載しています。

このたび、「健康日本21」が平成24年度末で終了となることから、平成25年度から始まる新たな計画の策定にあわせて内容が見直され、全面改正が行われました。この基本方針では、国民の健康増進の推進に関する方向性や目標に関する事項等を定めるとともに、都道府県健康増進計画、市町村健康増進計画の基本となるものが定められています。

中でも、「健康を支え、守るための社会環境の整備」の具体的目標である「地域住民が身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加」については薬局の活用が提案されています。薬局(まちかど相談薬局)が、地域住民の誰もが容易にアクセスできる開かれた医療提供施設であり、薬剤師が常駐しているという特性を活かし、地域住民の健康支援や、健康不安の解決策をアセスメントする役割が求められています。

【 健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料(抜粋) 】

ここでは、薬局及び薬剤師に関連する部分を抜粋して記載します。

(1) 健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点の増加

平成24年2月時点において、地域住民に対して専門的な知識・技術をもとに栄養支援を行う栄養ケア・ステーション(社団法人日本栄養士会)、地域住民の健康支援・相談等を行い、その旨を積極的に地域住民に周知してい

る薬局(公益社団法人日本薬剤師会)として、各団体から報告を受けた数の合計は、7,134であることから、この値を参考値とする。今後は、多様な民間団体による活動拠点が拡大

現 状 (参考値)	民間団体から報告のあった活動拠点数 7,134(平成24年)
目 標	15,000(平成34年度)

していくことを目指し、現状の2倍となる15,000を目標とすることにした。

(2) 健康増進を担う人材の育成

地方自治体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。このため、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等健康づくりのための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康づくりのための自助グループの支援体制の構築等に努める。このため、都道府県においては、市町村、医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。地域保健担当者、学校保健担当者等は、住民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

(3) 多様な分野における連携(推進体制)

地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画をできるだけ具体的に設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図りながら、効果的な取組を進めていくことが望ましい。そうした取組を進めていくことが、地域の健康課題の解決に向け重要である。

【 参考資料 】

- 1) 日薬業発第120号（平成24年7月12日）